

議案第 5 0 号

日野町消防団条例の一部改正について

日野町消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町消防団条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、関連する条文を改正する。

2 改正内容

関連する部分について文言の整理を行う。

3 附則

施行期日 令和7年10月1日

日野町消防団条例の一部を改正する条例

日野町消防団条例（昭和45年日野町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第14条の2 略 2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の規定の例により旅費を支給する。	（費用弁償） 第14条の2 略 2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の規定の例により旅費を支給する。<u>この場合において、職務の級による区分があるものについては、団長及び副団長にあっては6級その他の団員にあっては2級の職務にある者の額に相当する額とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。